

国保だより

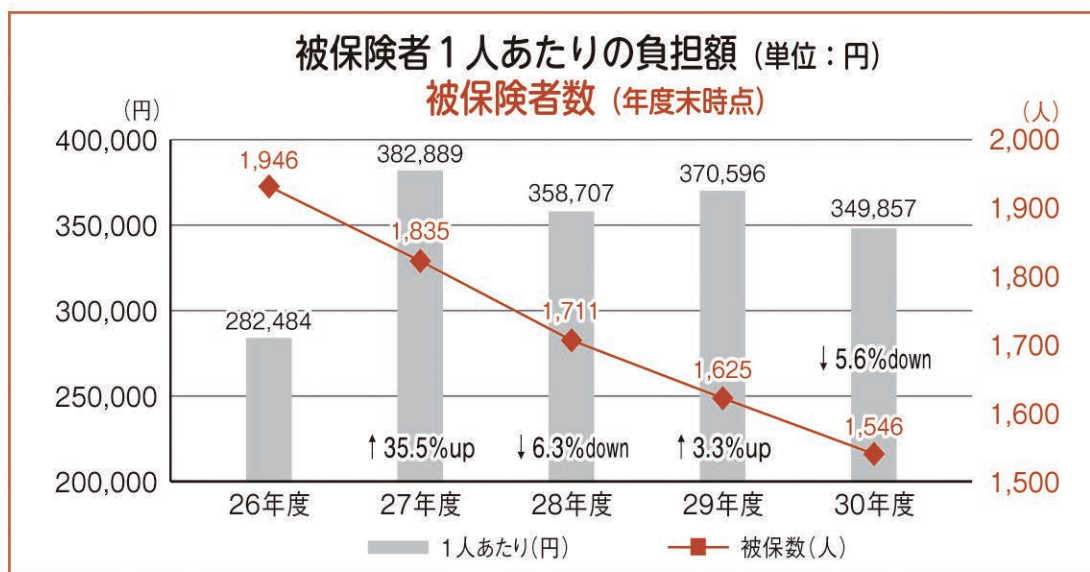
住民課・税務課（保険税担当）

国民健康保険税の納付にご協力ください

全国的に国民健康保険は、加入者の年齢層が高く、医療費水準が高い、所得水準が低いなど、構造的な問題を抱えています。さらに、医療費の増加などによりその運営は年々厳しさを増しています。

本村も被保険者数が年々減少し、財政状況が厳しく基金（国保の貯金）などの財源も底をついている状況にあります。

国保を安心して使っていただくため、保険税の納付にご理解とご協力をお願いします。



本村の被保険者1人当たりの保険者負担額（医療費のうちで国保が負担した額）は、平成26年度と比較すると24%も増加しています。

～医療費の高騰～

本村の被保険者1人当たりの保険者負担額（医療費のうちで国保が負担した額）は、26年度と比較すると24%も増加しています。また、被保険者数も年々減少しているため、皆さんの負担は増加しています。

～あなたの医療費を支える保険税～

皆さんが医療機関を受診した場合、自己負担として医療費の一部を支払い、残りの医療費を国保が負担しています。この国保が負担する医療費は、国・県の補助金や皆さんが出し合った保険税で賄われています。

保険税は、「あなたの医療費」を支える大切な財源です。

～「保険税の抑制」は「医療費の抑制」に～

医療費の抑制とは、「病院に行くのを控えてください」ということではありません。

健診などを積極的に利用して、病気の予防・早期治療を心掛けていくということです。

村では、引き続き『人間ドック費用の一部助成』や『特定健診・特定保健指導』を推進します。



○医療費抑制のポイント

①年に1回は健康診断を受けましょう。

※特定健診（集団健診）を受けられなかった方々には、村から施設健診の案内をします。

②同じ病気での複数受診をやめましょう。診療費の抑制につながります。

③緊急時を除き、診療時間内の受診を心掛けましょう。

④ジェネリック医薬品の利用を検討してみましょう。



※ジェネリック医薬品とは…

薬の特許期間が過ぎたことで、広く製造販売される薬のことです。

薬の主成分や効能は同じですが、開発費などがかからないため、低価格のものが多くなっています。

○お問い合わせ先 平田村役場 住民課（国保担当） ☎55-3112

税務課（保険税担当） ☎55-3113



国民年金だより



国民年金の保険料を納めるのが難しい方に知ってほしい 4つの制度!!

制度 1

経済的に保険料が納められない方に「申請免除」制度

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除されます。

※審査対象者：本人・配偶者・世帯主

※承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は年度単位（7月～翌年6月）で行います。

制度 2

50歳未満の方に「納付猶予」制度

50歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料の納付が猶予されます。

※審査対象者：本人（50歳未満）・配偶者

※承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は年度単位（7月～翌年6月）で行います。

制度 3

20歳以上の学生さんに「学生納付特例」制度

学生で前年所得が基準以下の場合は、在学期間中の保険料が猶予されます。

※審査対象者：学生本人

※承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は年度単位（4月～翌年3月）で行います。

制度 4

障害基礎年金や生活保護を受けている方に「法定免除」制度

障害基礎年金、障害厚生（共済）年金の1級・2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、国立保養所などに入所している方は保険料が免除されます。

※法定免除に該当する方でも保険料の納付を申し出ること、前納や口座振替を利用して保険料を納められます。

保険料の納付が難しい場合は、未納のままにせず、免除等のご相談をお願いします。

■必要書類

- ・申請書
- ・年金手帳もしくはマイナンバーカード（基礎年金番号・マイナンバーのいずれかが分かる書類）
- ・雇用保険受給資格者証（失業の場合） ・学生証または、在学証明書（学生の場合）

■手続きの流れ

- ①申請書の記入・提出
- ②日本年金機構にて審査（審査は2～3か月かかります）
- ③結果の通知書が送付される。

■手続き先

- ・郡山年金事務所 ☎024-932-3434
- ・住民課 ☎55-3112